

平成 25 年 12 月 13 日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成 25 年（行コ）第 15 号 固定資産税及び都市計画税減免措置取消請求控訴事件（原審 大阪地方裁判所平成 21 年（行ウ）第 161 号）

口頭弁論終結日 平成 25 年 9 月 25 日

判 決

大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号

控 訴 人	大 阪 市
代表者兼処分行政庁	大 阪 市 長
	橋 下 徹
同訴訟代理人弁護士	高 坂 敬 三
同	夏 住 要 一 郎
同	西 本 良 輔
同	中 尾 佳 永
控訴人補助参加人	別紙補助参加人目録のとおり
同訴訟代理人弁護士	別紙補助参加人目録のとおり

大阪市西淀川区御幣島 2-14-2-304

被 控 訴 人	中 谷 辰 一 郎
同訴訟代理人弁護士	徳 永 信 一

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用のうち、参加によって生じた部分は控訴人補助参加人らの負担とし、その余は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、大阪市長が、控訴人補助参加人（以下「補助参加人」という。）らが使用する原判決別紙1「減免対象施設一覧」の「施設番号」欄1～20記載の各固定資産（以下「本件各固定資産」といい、同別紙の「施設番号」欄記載の番号に応じて、各固定資産を「施設1」などという。）について、地方税法367条、702条の8第7項、大阪州市税条例（以下「本件条例」という。）71条4項、141条1項、大阪州市税条例施行規則（ただし、平成21年大阪市規則第8号による改正前のもの。以下「本件条例施行規則」という。）4条の3第31号に基づき、同別紙「納税者」欄記載の者らに対して、同「本件各減免措置」欄中の「減免決定日」欄記載の日に行った平成20年度の固定資産税及び都市計画税（以下、両税を併せて「固定資産税等」という。）の減免措置（以下「本件各減免措置」といい、個々の施設に係る減免措置を「本件減免措置（施設1）」などという。）につき、大阪市の住民である被控訴人が、本件各固定資産は、いずれも在日本朝鮮人総联合会（以下「朝鮮総連」という。）の関連施設であること等から、本件各減免措置はいずれも違法であると主張して、地方自治法242条の2第1項2号に基づき、その各取消しを求める事案である。
- (2) 原審は、①本件訴えのうち、原判決別紙2「変更決定一覧」記載の各固定資産に係る平成20年度の固定資産税及び都市計画税の各減免措置のうち同別紙記載の固定資産税及び都市計画税の各変更決定により減免措置が一部変更された部分について取消しを求める部分をいずれも却下し、②本件各固定資産についてした本件各減免措置（ただし、原判決別紙2「変更決定一覧」記載の各固定資産については、同別紙記載のとおりそれぞれ減免措置が一部変更された後のもの）は、いずれも減免事由に当たらない違法なものであるとして、これらを取り消した。

- (3) 補助参加人らは、原判決を不服として、原判決後に控訴人に補助参加し、控訴を提起した。

(略称表記は、原判決のそれに倣う。)

2 法令等の定め

原判決「事実及び理由」第2の1（原判決3頁1行目～8頁14行目）のとおりである。

3 前提事実

原判決「事実及び理由」第2の2（原判決8頁15行目～9頁24行目）のとおりである。

4 本件の争点

原判決「事実及び理由」第2の3（原判決9頁25行目～10頁3行目）のとおりである。

第3 当事者の主張

1 被控訴人の主張

原判決「事実及び理由」第3の1（原判決10頁5行目～21頁6行目）のとおりである。

2 控訴人の主張

原判決「事実及び理由」第3の2（原判決21頁7行目～32頁4行目）のとおりである。

3 補助参加人らの当審主張

(1) 朝鮮総連について

在日朝鮮人とは、日本の朝鮮半島植民地支配により発生した歴史的な存在である。また、日本では、社会保障、雇用・就職、教育等その他様々な分野において、在日朝鮮人に対する差別政策が展開されてきた。そして、朝鮮総連は、在日同胞のための活動を展開する在日同胞団体であり、これら差別政策にさらされてきた在日朝鮮人を支援するとともに、差別政策の是正を求め

活動してきた。日本社会からあらゆる差別政策を撤廃することは、在日朝鮮人のみならず、日本社会の発展にとっても必要不可欠なことである。したがって、朝鮮総連は、日本及びその地域社会の利益と直接結び付く活動を行っている団体である。

(2) 判断の枠組み

ア 「公益」の意義

平成20年通知は、公益が認められることを理由として固定資産税等の減免を行う場合、その基本原則として、固定資産が控訴人の実施する施策内容に照らし「公益」に資するかどうか重要であるとする。

また、平成20年通知別添は、「公益」の有無の判断に関しては、その固定資産の使用者が特定の者か否かによるのではなく、最終的にその受益の効果が広く社会全体や十分に広い範囲に及ぶことを積極的に意図して行われるような事業内容か否かによるとし、このような「公益」の有無の判断基準は、直近の国としての「公益」全般についての考え方でもあるとする。

イ 「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産」の意義

上記アによれば、「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産」が固定資産税等の減免の対象とされている趣旨は、その地域に居住する在日外国人に対してコミュニケーションの場を提供し、その交流を促進し、その固定資産が在日外国人によって使用され、様々な事業が展開されることにより、地域住民にとっても有用な効果が広く社会全体に及び、最終的には地域全体の公益に結び付くことにある。

このような趣旨からすれば、本件各固定資産が「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産」（本件条例施行規則4条の3第31号）に該当するか否かは、本件各固定資産が、その

所在する大阪市内に居住する在日朝鮮人一般により現に使用され、又は使用可能なものとなっていることや、特定の団体の使用が単発的、例外的なものに止まるか否かではなく、主催者の如何にかかわらず本件各固定資産が大阪市内に居住する多くの在日朝鮮人により使用され、様々な事業が展開されることにより、控訴人が策定した人権行政基本方針、外国籍住民基本指針及び教育基本指針等の施策に寄与し、控訴人の公益に結び付き得るか否かによるというべきである。

ウ 減免措置等の判断における裁量

地方税法6条及び367条は、固定資産税等の減免については、地方公共団体の定める条例によるものとし、課税免除及び不均一課税については、地方公共団体の自主的な判断によるものとしており、地方自治の見地から、各地方公共団体の事情に応じその行政目的の達成のため固定資産税等を減免することを認め、かつ、その判断については基本的に地方公共団体の裁量に委ねている。したがって、大阪市長は、「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産」に当たるか否かの判断について、広い裁量を有している。

(3) 本件各固定資産の使用状況

本件各固定資産は、平成20年（2008年）当時、以下のとおり、大阪市内に居住する在日朝鮮人一般により、定期講座の開設、討論会等の開催、リクリエーション等に関する集会の開催、各種団体等の連絡を図ること等、公民館的施設として使用されていたもので、ほとんどの施設における使用実態は、ほぼ毎年共通している。

ア 施設1

施設1は、①「松竹会」と称する老人会（月2回程度）、②新年会、③親睦やイベントの企画・準備等を行う婦人会会議、④日本学校に通う中高生との接触や交流行事の企画、ハングル教室、サマースクールの企画や準



備等を行う青年会会議，⑤日本の学校に通う中高生を対象とするハングル教室（週１回程度），⑥在日本大韓民国民団（以下「民団」という。）支部と共同開催する花見会の準備，⑦大阪市会議員慰労の会（年１回）の準備，⑧各種相談を受ける地域同胞生活相談（月３件程度），⑨老人会の忘年会，⑩季刊誌の発刊（年３回），⑪敬老ランチ（お祝いの会）（年１回）及びその準備会議，⑫成人式の準備，⑬卓球大会やマラソン大会の打合せに使用されていた。

イ 施設２

施設２は，①図書室，②女性同盟のメンバーが参加するヨガ教室（週１回），③老人会のカラオケ交流会（月１，２回），④手芸の文化教室（不定期），⑤支部新年会，⑥税金講演会，⑦確定申告の受付，⑧納涼会，⑨花見，⑩敬老会，⑪支部，青年同盟及び女性同盟が共催するクリスマスパーティー，⑫支部忘年会，⑬支部常任委員会（月１回），⑭支部会議（不定期），⑮イベント準備等のための青年部の会議（週１回），⑯女性部の会議（３か月に１回），⑰様々な団体の役員が集まる協議会（不定期），⑱民団と朝鮮総連の懇親会（不定期），⑲歌の練習（月２，３回），⑳資格試験の勉強に使用されていた。

ウ 施設３

施設３は，周辺住民との友好，親睦のために優先使用を認める旨を定めた会館管理運用規則（丙Ａ３の１）に基づき，①周辺の複数の労働組合との親睦を図る「日朝友好新春のつどい」（つどいが１回，準備や総括を兼ねた食事会が年３回），②施設周辺の労働組合員数名が朝鮮の歴史，文化，料理等を学ぶ「日朝文化研究会」（年２回），③公立学校に通う在日朝鮮人児童にハングルの学ぶ機会を提供する「ハングル教室」（年６回），④周辺の在日朝鮮人高齢者のための敬老感謝の集い（年１回），⑤テコンドーサークル（年１回）及びチャンゴ（朝鮮半島の伝統的な楽器）サークル



(年1回), ⑥地域住民を集めた忘年会, ⑦日朝ソフトボール大会実行委員会の準備会議及び懇親会, ⑧「西大阪同胞生活相談総合センター」による在日朝鮮人や地域住民からの相談受付(平成20年度は51件), ⑨憩いの場, ⑩図書, 雑誌の閲覧, 貸出し等に使用されていた。

エ 施設4

施設4は, ①在日朝鮮人一般が参加しての成人式, 花見などの企画・準備会議, 冠婚葬祭の準備, 地域交流会(飲食会), 忘年会(日本人と共催), その他各種イベントの企画会議等, ②NPO法人「淀川コリア社会福祉協議会」による淀川地域の在日朝鮮人の生活相談(平成20年は78件), 子供たちとの交流会, 老人福祉問題意見交換会, 地域福祉問題会議, 税務説明会及び法律税務等の各種相談, ③地域の在日朝鮮人高齢者が参加する「長寿会」と称する交流会(年1回), ④女性セミナー・交流会, ⑤朝鮮総連大阪府西淀川支部の役員会議, ⑥福島朝鮮学校関係者(父母ら)による会議, ⑦地域の在日朝鮮人商工人が組織する「商工会」の役員会議, コンペ等の打合せ, 勉強会等, ⑧在日朝鮮人一般による学校納涼会の打合せ(年1回), ⑨料理教室(不定期), ⑩在日朝鮮人会員の他, 日本人会員もいる卓球クラブ(週1回)等に使用されていた。

オ 施設5

施設5は, ①在日朝鮮人主婦らが参加するパソコン教室(週1回), ②NPO法人「プッソリ」(「太鼓の音」の意)による在日朝鮮人一般の生活相談, 福祉, 生活補助事業のほか, 「プッソリ」の総会及び理事会, ③日本の高校に通う在日朝鮮人学生との交流会である「学生会会議」(月1回程度), ④地域の在日朝鮮人女性たちの相互交流のための親睦行事, ⑤在日朝鮮人同胞青年一般及び日本の高校に通う在日朝鮮人同胞学生を各対象とするハングル教室(それぞれ週1回程度), ⑥新年講演会(年1回), ⑦新大阪分会(月1回程度)及び三国分会(年1, 2回程度)の会議, ⑧



在日朝鮮人高齢者らのお茶会である「老人憩いの場」（週１回），⑨青年部会議，⑩青商会会議（月１回），⑪大阪府下の学生会会合（年２回程度），⑫講演会（年４回），⑬朝鮮高級学校生が日本の学校に通う在日朝鮮人小中高生に対しハングル，朝鮮の音楽，歴史，文化，伝統的な遊び等を教える「夏季学校」の開催（３日程度）及び準備会議（１週間程度），⑭在日朝鮮人児童を対象とする「土曜児童教室」（月１回程度），⑮健康的な食事をしようという集いである「健食会」（不定期），⑯成人式準備会議，⑰日本の大学に通う在日朝鮮人学生のコミュニティである「留学生同盟会議」（年２，３回），⑱建築，土木，飲食等の業界別の講習会（月１，２回程度），⑲大阪府留学生同盟学習会（年４回程度），⑳在日朝鮮人事業主を対象とする経理講習会，㉑在日朝鮮人女性らによる料理教室（２か月に１回程度），㉒青年部，女性部，青商会等の忘年会，新年会，㉓クリスマス会，㉔ヨガ教室（月２回程度）に使用されていた。

カ 施設 6

施設 6 は，①老人会による旅行，敬老会，忘年会（各年１回）及びこれらの準備，②東成同胞新年会・成人式の実行委員会会議，③中大阪朝鮮初中級学校を支える日本人有志の会である「朝鮮学校とともに歩む会」の定例会会議（月１回），④季刊誌（同胞情報誌）「ケンガリ」（民族楽器の名）編集委員会会議（年４回程度），⑤東成囲碁クラブ，⑥同胞生活相談総合センター（毎日受付，月１０～２０件程度），⑦女性同盟６０周年記念東成祝賀パーティ，⑧東成支部運動推進委員会（同胞訪問活動）の会議，⑨オモニ（母親）会交流会及びアポジ（父親）会会議（不定期），⑩日本の学校に通う在日朝鮮人中高生が集まる「学生会」，⑪同胞障がい者とその父母の会である「ムジゲ会」（ムジゲとは「虹」の意），⑫在日朝鮮人の障がい者が団長を務める劇団「トゥッティ」（イタリア語で「全奏者による合奏」の意）の練習，⑬野遊会（花見）実行委員会，⑭バレーボール



・サッカークラブ会議，⑮分会の新年会及び忘年会，⑯同胞マラソン大会説明会，⑰春・夏ソフトボール大会の説明会等に使用されていた。

キ 施設 7

施設 7 は，①老人会によるお茶会（月 2 回程度），②分会の新年会及び忘年会，③同胞の法事（1 周忌等），④分会役員会会議等に使用されていた。

ク 施設 8

施設 8 は，①「舞」舞踊研究所，②女性合唱団「コールアリラン」，③パッチワーク，④拳道会生野クラブ，⑤英会話教室，⑥書芸教室，⑦料理教室，⑧囲碁将棋協会，⑨男性合唱団「サナイ」（「男」の意），⑩社交ダンス，⑪ヨガ，⑫ボクシング教室，⑬黄金コーラス，⑭大阪文芸同好会，⑮オモニ（母親）バレー協会，⑯朝高空手 O B 会，⑰各学校の舞踊部等に使用されていた。

ケ 施設 9

施設 9 は，①英会話教室（平日午後及び夜間），②北鶴橋分会の会議（月 1 回程度）に使用されていた。

コ 施設 11

施設 11 は，①老人の会「生野東ポンソンファ（鳳仙花）会」主催の地域の在日朝鮮人高齢者一般を対象とするお茶会（月 2 回程度），②ポジャギ（朝鮮半島に伝わる巾着袋）の作り方を学ぶ「ポジャギ教室」（月 3 回程度），③婦人部や地域の在日朝鮮人一般が参加するパソコン教室（週 1 回程度），④学生会（日本の高校に通う在日朝鮮人学生）を対象とするハングル教室，⑤小路分会，女性部，青年部，ポジャギ教室の新年会及び忘年会，⑥在日朝鮮人一般の生活相談等を受ける「同胞生活相談所」（毎月 5，6 件），⑦弁護士等の有資格者，専門家による相談（2 年に 1 回程度），⑧料理教室（年 3，4 回），⑨ヨガ教室，⑩夏休みの宿題の工作を

作る場を提供する「夏休み工作広場」、⑪地域交流の勉強会及び食事会を行う「ミレ講座」（ミレとは「未来」の意）（2か月に1回程度）、⑫ゴルフコンペ、餅つき大会、スキー、成人式、花見、川遊び、山菜採り、マラソン大会、ソフトボール大会、ボーリング大会、釣り大会等の各種行事の準備会議に使用されていた。なお、⑬施設11の南側の公園利用者のために、施設11のトイレを一般開放していた。

サ 施設12

施設12は、朝鮮総連大阪府中西支部の会員以外の者も参加する、①ハングル教室（週2, 3回）、②子育てサークル「チャンミコッ」（「薔薇」の意）、③「中西シネマクラブ」の名称での名画試写会（月1回程度）、④社交ダンス教室、空手教室、舞踊教室、囲碁クラブ、⑤障がい者児童らを対象とするクリスマスパーティー（年1回）、⑥「中西同胞生活相談総合センター」による相談会（月1回程度、月6, 7件程度）、⑦医療、福祉、教育及び法律等の専門家による「中西地域同胞セミナー」（年3回程度）、⑧山登り等のアウトドア活動を行う親睦会である「歯車会」、⑨敬老会（年1回）、⑩地域のソフトボールリーグの監督会議（定期的に）等に使用されていた。

シ 施設13

施設13は、①囲碁クラブ（週1回）、②周辺地域の在日朝鮮人高齢者による交流会（2週間に1回程度）に使用されていた。

ス 施設14

施設14は、①ハングル教室、②忘年会や座談会（定期的に）、③地域の在日朝鮮人によるバレーボール大会やゴルフ大会等のイベントの企画会議や総括会議（定期的に）に使用されていた。

セ 施設15

施設15は、①地域に居住する在日朝鮮人1世により組織される「大四



城鶴会」主催の、在日朝鮮人高齢者を対象とする交流会であるミニディ「ムジゲ」（「虹」の意）（2週間に1回）、②「大四城鶴会」が行う周辺地域の清掃等のボランティア活動、旅行や焼き肉パーティー等の各種交流企画、他団体との交流企画等に関する役員会議、③「大四城鶴会」の忘年会、④地域の在日朝鮮人2世により組織される「2世会」主催の食事会「マダン」（「広場」の意）（1，2か月に1回程度）、⑤「2世会」による川遊び、海遊び、旅行等を企画する役員会議、⑥「城東同胞生活相談総合センター」が行う、地域に居住する在日朝鮮人一般からの面談及び電話での生活や冠婚葬祭等についての相談（平成20年は33件）、⑦大阪市ボランティア・市民活動センターが設置する「城東区ボランティアビューロー」との共同開催によるハングル学習会、朝鮮料理教室等（年に各1回）、⑧地域に居住する在日朝鮮人一般のほか日本人も参加する、女性部主催の朝鮮語教室（週1回）、⑨在日朝鮮人女性一般を対象とするヨガ教室（2週間に1回）、⑩在日朝鮮人青年により組織される青年部による食事会、ボーリング大会、旅行等の交流会、高校卒業生の祝賀会等の企画会議、⑪新年会及び成人式等に使用されていた。

ソ 施設16

施設16は、①公立学校に通う在日朝鮮人学生を対象とするハングル教室（年2回）、②施設周辺の在日朝鮮人女性らが集まる茶話会（年7回）、③朝鮮料理教室（年1回）、④花見、旅行、納涼大会、忘年会等の各種行事の企画会議（年5回）及び忘年会（年1回）、⑤施設周辺の朝鮮学校や公立学校に子供を通わせる保護者らによる子育て悩み相談勉強会（年1回）、⑥地域の在日朝鮮人青年らによる勉強会（年2回。うち1回は日本人青年らとの共同開催）、⑦施設周辺の在日朝鮮人高齢者のための「住吉地域同胞敬老会」（年1回）、⑧チャンゴ（朝鮮半島の伝統的な楽器）サークル（年1回）、⑨「西大阪同胞生活相談総合センター」による同胞無



料法律相談（年１回程度）、⑩図書の閲覧、貸出等に使用されていた。

タ 施設１７

施設１７は、平成２２年以降、居住用に賃貸されているが、平成２０年当時、①朝鮮学校に通ったことがない在日朝鮮人青年一般を対象とするハングル教室（月１回程度）、②地域の日本学校に通う在日朝鮮人小学生一般を対象として、ハングル、歌、民族の遊びを教える夏期学校、③地域の在日朝鮮人一般を対象とする新年会、忘年会、クリスマス会等の定例行事に使用されていた。

チ 施設１８

施設１８は、①公立学校に通う在日朝鮮人中高生を対象とするハングル教室（２か月に１回程度）、②施設周辺の公立学校に通う在日朝鮮人小学生にハングル、歌、民族の遊び等を教える夏期学校、③地域に居住する在日朝鮮人女性一般が参加する手芸、歌謡、料理等の文化サークル（月１回程度）、④周辺地域の在日朝鮮人を対象とするクリスマス会、忘年会、税金講演会、学習会等の各種行事（定期的に）に使用されていた。

ツ 施設１９

施設１９は、周辺住民との友好、親睦を重視して優先的に使用させる旨を定めた会館管理使用規則（丙Ａ１９の２）に基づき、①施設周辺の公立小学校に通う在日朝鮮人小学生を対象に、朝鮮語、歌、民族の遊びを教える「土曜児童教室」（週１回）、②公立学校に通う在日朝鮮人中高生を対象とするハングル教室（週１回）及び朝鮮学校に通ったことのない在日朝鮮人青年を態様とするハングル教室（週１回）、③在日朝鮮人社会と祖国統一に寄与し、会員間の親睦、社会的地位の向上、企業発展に寄与する目的で、在日朝鮮人青年商工人を中心に結成された「セナル会」（セナルとは「新しい日」の意）の幹事会（月１回）及び忘年会（年１回）、④朝鮮総連東阿支部の会員のほか、平野区役所囲碁クラブ、民団会員も参加する

囲碁大会，⑤在日朝鮮人高齢者が参加する同胞老人会（年１回）や「ふれあい喫茶」と称する交流会（定期的に），⑥「東阿同胞生活相談総合センター」による地域の在日朝鮮人対象の生活相談（平成２０年は２０件），⑦在日本朝鮮大阪府商工会主催の税金講演会・説明会，⑧在日朝鮮人女性を対象とする料理会や勉強会（２週間に１回程度），登山サークル「亀の子会」及び書道教室（不定期）等のサークル活動，⑨新年会，成人式，花見会，クリスマス会，忘年会等の各種行事に使用されていた。

テ 施設２０

施設２０は，①公立学校に通う在日朝鮮人児童を対象とするハングル教室（年７回），②周辺の在日朝鮮人らが集まる茶話会（年２回），③西成ワンコリア野遊会（民団西成支部と朝鮮総連西大阪支部合同で開催された行事）準備のための分会役員会議（年１回）及び納涼大会準備のための分会役員会議（年１回）に使用されていた。

(4) 平等原則違反

朝鮮総連各支部が所有する本件各固定資産について固定資産税等の減免措置を取り消すことは，朝鮮総連各支部と同様の性格ないし活動状況にある団体の施設である他の「在日外国人のための公民館的施設」（本件条例施行規則４条の３第３１号）と差別取扱を行うものであり，その取扱に合理的理由はないから，平等原則に反し違法である。

4 補助参加人らの当審主張に対する被控訴人の反論

(1) 朝鮮総連について

北朝鮮は，人間の尊厳に基づく人権思想も民主主義もない首領（平成２０年当時は金正日）独裁制であり，首領に対する絶対的忠誠を要請するチュチェ思想という宗教的ともいえる特異な思想を掲げ，先軍政治による超軍国主義を敷き，民衆に貧困と飢餓を強いながら核兵器の開発に血道をあげ，国連安保理決議に違反して核実験や弾道ミサイル発射を行って危機を演出し，非



道な日本人拉致事件を今もって解決しようとししない異形の国家である。

朝鮮総連は、独裁政権である北朝鮮政府に服従し、チュチェ思想を信奉して首領に絶対的忠誠を誓い、北朝鮮主導の祖国統一を希求し、人民の貧窮をよそに行われる軍備増強の先軍政治を擁護し、核保有とミサイル発射を正当化し、北朝鮮主導による祖国統一を支持し、構成員・活動家に対する思想教育を恒常的に行っている団体である。また、朝鮮総連は、単純な権利擁護団体でもなければ、組織全体がおどろおどろしい工作組織でもなく、民族権利擁護団体の中に首領の野望を実現する非公然組織が組み込まれた団体である。

補助参加人らの主張は、朝鮮総連が在日朝鮮人と一体となった存在であることを前提とする。かつて朝鮮総連が在日朝鮮人50万人を影響下に収めていた時代があったが、北朝鮮の実態が知られるようになってからは離脱者が増え、日朝首脳会談で金正日が日本人拉致事件を認めてからは、一層離脱者が続き、平成20年現在で特別永住者の10%程度の4万人にまで落ち込んでいる。しかも、規約の総則には、「朝鮮総連は、その綱領、規約を支持、賛同する同胞の各団体によって構成される統一戦線体である」とされている。

かかる組織の活動は、それが表面上、在日朝鮮人一般の権利擁護活動に見えるものがあるとしても、直ちに公益性があると捉えることはできない。朝鮮総連の権利擁護活動は人道主義から出たものではなく、あくまでも北朝鮮政権主導の統一を実現するための「戦術」であり「手段」にすぎない。

(2) 判断の枠組み

ア 「公益」の意義

「公益」の意義に関する補助参加人らの主張（上記3(2)ア）は、平成20年通知別添の趣旨を曲解するものである。平成20年通知別添は、「公益」の有無の判断基準となる「不特定多数の者」とは、利益を受けるものが特定の範囲に限られず、かつ、多数であることを意味するとしている。例外的に、直接の受益者が特定の者に限られている場合でも、その受益の

効果が広く社会全体や十分に広い範囲に及ぶことを積極的に意図して行われるような事業は、不特定多数の者の利益を増進するといえる場合もあるとされているが、そこで例として引用されているのは、数人の患者しかいない難病の研究であっても、その効果はいつ患者になるかも分からない多数の者に波及していると評価できるというものである。本件では、本件各固定資産の使用が「在日朝鮮人のための公民館的使用」に該当するかどうか問題となっているから、難病の研究とは異なり、直接、不特定多数の在日朝鮮人の使用に供されている必要がある。

イ 「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産」の意義

当該施設が「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産」に当たるというためには、その使用の大半が在日外国人のための公民館的施設の用途に供されているものであって、それ以外の用途に供されることがあったとしても、それが単発的、例外的な使用に止まると認められることが必要である。

ウ 減免措置等の判断における裁量

固定資産税等の減免措置は、租税公平の原則の例外に当たるものであるから、その要件は厳密に審査することが要請され、使用簿等の客観的資料に基づいて認定されなければならない。「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産」に当たるか否かの判断についての大阪市長の裁量の範囲は相当程度限定されたものであり、客観的資料に基づく認定の結果、「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産」に当たるとはいえない場合についてもなお、固定資産税等の減免措置を行う裁量を有するものではない。

なお、補助参加人らは、当審において、本件各固定資産の使用状況を証明するための資料を提出する。しかし、かつて控訴人から再三の要請を受

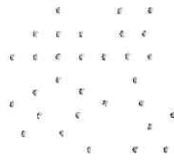
けながら、使用簿等の客観的資料を提出せず、5年以上も経過してから、本件各減免措置当時の使用状況について、作為の混じる可能性のある主観的な記憶に頼って作成された陳述書等を提出するものであり、これらによって事実認定を行うべきではない。

(3) 本件各固定資産の使用状況

ア 本件各固定資産は、いずれも朝鮮総連の支部ないし分会の施設であり、朝鮮総連の活動拠点である。朝鮮総連のホームページに掲載された活動原則にあるように、朝鮮総連は民主主義中央集権制の原則をとっており、会員は各級所属機関に、すべての機関は中央機関に従うとされている（甲17の1）。朝鮮総連は、チュチェ思想を指導的方針としてすべての活動を繰り広げているのであり、北朝鮮政権に服従し、絶対的忠誠を尽くして献身するものとされている以上、そこを北朝鮮の政治体制と政治思想を是としない在日朝鮮人や、朝鮮総連を離脱した在日朝鮮人が公民館的施設として利用するとは考えにくいから、客観的証拠なしにこれを認定することはできない。

イ 補助参加人らが主張する各施設における活動や行事のうち、使用簿等に記載のないものは、そのような施設の使用がされたとはいえない。また、本件減免措置前の実地調査時に全く言及されていないものは、後に資料が提出されていても、その資料の信用性には疑義がある。さらに、使用簿等に記載のある行事等も、明確な裏付けがない限り、朝鮮総連各支部又はその傘下組織の活動ないし行事というべきであって、朝鮮総連関係者以外の者が参加することがあっても、各施設の使用の大半が朝鮮総連とは無関係な在日朝鮮人一般によるものとはいえない。

ウ したがって、本件各固定資産は、いずれも「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産」に当たるとはいえない。



(4) 平等原則違反について

本件条例施行規則4条の3第31号の固定資産の減免事由の有無は、各固定資産ごとにその使用実態等を調査した上で個別に判断されるべきものであり、その固定資産を所有する団体の性質が類似することをもって、取扱を同一にすべきであるとはいえない。また、民団が祖国とする韓国は民主主義国家であり、我が国と国交を有しており、日本人拉致事件や国連安保理決議違反もないという根本的な差異がある。さらに、韓国民団の綱領や活動原則には、朝鮮総連のそれに該当するような本国の政権に従属し、一体となって活動することを要請するチュチェ思想のようなものではなく、その活動において日本や地域社会に対する公益性を認めることが容易である。

したがって、本件各固定資産についての減免措置だけを取り消すことが合理的理由のない差別取扱であり、平等原則に違反するということとはできない。

第4 当裁判所の判断

1 本件各変更決定による変更部分の取消しを求める訴えの利益について

上記部分について取消を求める利益がなく、同部分の取消しを求める訴えが却下されるべきことは、原判決「事実及び理由」第4の1（原判決32頁6～12行目）のとおりである。

2 朝鮮総連について

原判決「事実及び理由」第4の2（原判決32頁13行目～34頁2行目）のとおりである。

補助参加人らは、朝鮮総連の目的、組織体の意義等について、前記第3の3(1)のとおり主張し、呉圭祥の意見書（丙10）にはこれに沿う部分があるが、原判決が上記引用部分で認定するところに照らし、採用できない。

3 判断枠組み

次に補正するほかは、原判決「事実及び理由」第4の3（原判決34頁3行目～39頁25行目）のとおりである。



- (1) 原判決 38 頁 1 行目の「ではない旨主張する。」の後に、次のとおり付加する。

「また、補助参加人らは、「公益」の有無の判断基準について、その固定資産の使用者が特定の者か否かによるのではなく、最終的にその受益の効果が広く社会全体や十分に広い範囲に及ぶことを積極的に意図して行われるような事業内容か否かによるべきであり、その趣旨からすれば、本件各固定資産が「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産」に該当するためには、主催者の如何にかかわらず本件各固定資産が大阪市内に居住する多くの在日朝鮮人により使用され、様々な事業が展開されることにより、控訴人が策定した人権行政基本方針、外国籍住民基本指針及び教育基本指針等の施策に寄与し、控訴人の公益に結び付き得るか否かによるべきであると主張する。」

- (2) 原判決 39 頁 17 行目の「したがって」～21 行目の「というべきである。」を、次のとおり改める。

「したがって、本件各減免措置が違法であるというためには、本件各固定資産について、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないことが必要であるというべきである。」

4 本件各減免措置の違法性の検討

当裁判所も、上記 3 の見地から、本件各固定資産について、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」第 4 の 4（原判決 39 頁 26 行目～85 頁 8 行目）のとおりである。

したがって、本件各固定資産は、いずれも「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本来の用に供する固定資産」に当たるとはいえないから、本件各減免措置（ただし、原判決別紙 2「変更決定一覧」記載の各固定資産に



については本件各変更決定による変更後のもの)はいずれも違法である。

5 補助参加人らの当審主張について

(1) 本件固定資産の使用状況について

補助参加人らは、本件各固定資産の使用状況について、前記第3の3(3)のとおり主張する。しかし、以下のとおり、補助参加人らの上記主張はいずれも採用できず、前記4の認定・判断を左右しない。

ア 施設1

補助参加人らは、施設1の使用状況について、前記第3の3(3)アのとおり、同①～⑬の活動又は行事（以下「行事等」という。）に使用した旨主張し、これに沿う康昌明の陳述書（丙A1の8）及びこれを裏付ける書証（丙A1の1～7）を提出する。

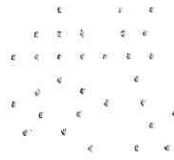
上記行事等のうち、⑤ハングル教室については、年間計画（乙A1の5）に記載がないから、それが行われたと認めることはできない。

その余の行事等が行われたことは、上記書証（丙A1の1～7）及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設1が朝鮮総連大阪府旭都支部として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設1については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

イ 施設2

補助参加人らは、施設2の使用状況について、前記第3の3(3)イのとおり、同①～⑳の行事等に使用した旨主張し、これに沿う洪性彦の陳述書



(丙A2の2)及びこれを裏付ける書証(乙A2の5, 丙A2の1)がある。

上記行事等のうち, ①図書室, ④手芸の文化教室, ⑥税金講演会, ⑦確定申告の受付, ⑬支部常任委員会, ⑭支部会議, ⑯女性部の会議については, その開催等を裏付ける的確な書証がなく, それらが行われたと認めることはできない。

その余の行事等が行われたことは, 上記書証(乙A2の5, 丙A2の1)により認められる。しかし, 施設2が朝鮮総連大阪府西支部として使用されていることに加え, 上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし, いずれも朝鮮総連の活動そのものか, 朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上, 朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

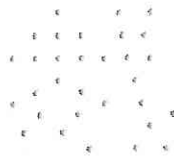
そうすると, 施設2については, 朝鮮総連による使用が単発的, 例外的なものに止まらず, その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから, 補助参加人らの上記主張は理由がない。

ウ 施設3

補助参加人らは, 施設3の使用状況について, 前記第3の3(3)ウのとおり, 同①～⑩の行事等に使用した旨主張し, これに沿う沈基鳳の陳述書(丙A3の10)及びこれを裏付ける書証(丙A3の1～9)がある。

上記行事等のうち, ⑨憩いの場, ⑩図書, 雑誌の閲覧, 貸出し等については, これを裏付ける的確な書証がなく, それらが行われたと認めることはできない。

その余の行事等が行われたことは, 上記書証(乙A3の1～9)及び弁論の全趣旨により認められる。しかし, 施設3が朝鮮総連大阪府西大阪支部として使用されていることに加え, 上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし, いずれも朝鮮総連の活動そのものか, 朝



鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される。そして、①日朝友好新春のつどいについては、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人も参加していたものとうかがえるが、それ以外の行事等については、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

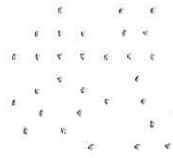
そうすると、施設3については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

エ 施設4

補助参加人らは、施設4の使用状況について、前記第3の3(3)エのとおり、同①～⑩の行事等に使用した旨主張し、これに沿う金徳範の陳述書（丙A4の9）及びこれを裏付ける書証（乙A4の5，丙A4の1～8）がある。

上記行事等が行われたことは、上記書証（乙A4の5，丙A4の1～8）により認められる。しかし、施設4が朝鮮総連大阪府西淀川支部として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

この点、補助参加人らは、朝鮮会館使用簿（乙A4の5，丙A4の1）の使用者欄に記載された「一般同胞」とは、朝鮮総連会員でない一般在日朝鮮人を意味すると主張する。しかし、上記使用簿には、成人式準備、花見打合せ、情報誌編集打合せ等、朝鮮総連支部の恒例行事等であることが明らかなものについても「一般同胞」と記載されていることに照らすと、朝鮮総連会員及び一般在日朝鮮人を含むものと窺われる。そして、「一般同胞」と記載された行事等における朝鮮総連会員と一般在日朝鮮人の参加



者数の内訳を明らかにする証拠はないから、上記使用簿の記載をもって、施設４が一般在日朝鮮人に広く利用されていると認めることはできない。

そうすると、施設４については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

オ 施設５

補助参加人らは、施設５の使用状況について、前記第３の３(３)オのとおり、同①～②④の行事等に使用した旨主張し、これに沿う金容俊の陳述書（丙Ａ５の４）を提出する。

しかし、上記主張及び陳述書の記載を裏付ける書証等はないから、それらが行われたと認めることはできない。

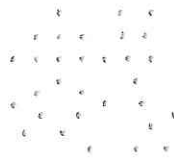
また、仮に施設５が補助参加人ら主張のとおり使用されているとしても、施設５は朝鮮総連大阪府東淀川支部として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設５については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

カ 施設６

補助参加人らは、施設６の使用状況について、前記第３の３(３)カのとおり、同①～⑰の行事等に使用した旨主張し、これに沿う金鉉二の陳述書（丙Ａ６の３）及びこれを裏付ける書証（乙Ａ６の５，丙Ａ６の１・２）がある。

上記行事等のうち、⑩学生会、⑪ムジゲ会、⑫劇団トゥッティの練習、



⑬野遊会（花見）実行委員会、⑯同胞マラソン大会説明会、⑰春・夏ソフトボール大会の説明会については、裏付けとなる書証の提出がないことに照らし、それらが行われたと認めることはできない。

その余の行事等が行われたことは、上記書証（乙A6の5、丙A6の1・2）及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設6が朝鮮総連大阪府東成支部として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設6については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

キ 施設7

補助参加人らは、施設7の使用状況について、前記第3の3(3)キのとおり、同①～④の行事等に使用した旨主張し、これに沿う金鉉二の陳述書（丙A7の4）及びこれを裏付ける書証（丙A7の1～3）を提出する。

上記行事等が行われたことは、上記書証（丙A7の1～3）及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設7が朝鮮総連大阪府東成支部（主に中本分会）として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設7については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとは



いえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

ク 施設 8

補助参加人らは、施設 8 の使用状況について、前記第 3 の 3(3)クのとおり、同①～⑰の行事等に使用した旨主張し、これに沿う李哲洙の陳述書（丙 A 8 の 1）及びこれを裏付ける書証（丙 A 8 の 2～9〔枝番を含む。以下同じ〕）を提出する。

上記行事等が行われたことは、上記書証（丙 A 8 の 2～9）及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設 8 が朝鮮総連大阪府生野西支部として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設 8 については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

ケ 施設 9

補助参加人らは、施設 9 の使用状況について、前記第 3 の 3(3)ケのとおり、同①、②の行事等に使用した旨主張し、これに沿う李哲洙の陳述書（丙 A 9 の 1）及びこれを裏付ける書証（丙 A 9 の 2）を提出する。

上記行事等が行われたことは、上記書証（丙 A 9 の 2）及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設 9 が朝鮮総連大阪府生野西支部北鶴橋分会として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設 9 については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的



なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

コ 施設 1 1

補助参加人らは、施設 1 1 の使用状況について、前記第 3 の 3(3)コのとおり、同①～⑬の行事等に使用した旨主張し、これに沿う康昌明の陳述書（丙 A 1 1 の 1 4）及びこれを裏付ける書証（丙 A 1 1 の 1 ～ 1 3）を提出する。

上記行事等のうち、③パソコン教室、④学生会を対象とするハングル教室、⑦有資格者、専門家による相談、⑨ヨガ教室については、これを裏付ける的確な書証がなく、それらが行われたと認めることはできない。

その余の行事等が行われたことは、上記書証（丙 A 1 1 の 1 ～ 1 3）及び弁論の全趣旨により認められる。そのうち、⑬トイレ開放については、施設を近隣の公園利用者一般の利用に供するものといえるから、その限りでは公益性を持つ行為といえる。しかし他方で、施設 1 1 が朝鮮総連大阪府生野東支部として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設 1 1 を全体としてみれば、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

サ 施設 1 2

補助参加人らは、施設 1 2 の使用状況について、前記第 3 の 3(3)サのとおり、同①～⑩の行事等に使用した旨主張し、これに沿う宋東輝の陳述書



(丙A12の16)及びこれを裏付ける書証(丙A12の1～15)を提出する。

上記行事等が行われたことは、上記書証(丙A12の1～15)及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設12が朝鮮総連大阪府中西支部として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設12については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

シ 施設13

補助参加人らは、施設13の使用状況について、前記第3の3(3)シのとおり、同①、②の行事等に使用した旨主張し、これに沿う宋東輝の陳述書(丙A13の3)及びこれを裏付ける書証(丙A13の1・2)を提出する。

上記行事等が行われたことは、上記書証(丙A13の1・2)及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設13が朝鮮総連大阪府中西支部として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設13については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されていると



はいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

ス 施設 1 4

補助参加人らは、施設 1 4 の使用状況について、前記第 3 の 3 (3) スのとおり、同①～③の行事等に使用した旨主張し、これに沿う宋東輝の陳述書（丙 A 1 4 の 5）及びこれを裏付ける書証（丙 A 1 4 の 1 ～ 4）を提出する。

上記行事等のうち、ソフトボール大会の企画会議については、ビラ（丙 A 1 4 の 4）により開催された事実が認められるものの、その余の行事等については、いずれも的確な裏付けを欠くことに照らし、それらが行われたと認めることはできない。

そして、ソフトボール大会については、上記ビラ（丙 A 1 4 の 4）に中西支部分会対抗と明記されていることに照らし、同分会の活動として行われたものと認められる。また、仮に、補助参加人ら主張の他の行事等が行われていたとしても、施設 1 4 が朝鮮総連大阪府中西支部異北分会として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設 1 4 については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

セ 施設 1 5

補助参加人らは、施設 1 5 の使用状況について、前記第 3 の 3 (3) セのとおり、同①～⑩の行事等に使用した旨主張し、これに沿う簗田政隆の陳述書（丙 A 1 5 の 7）、金徳範の陳述書（丙 A 1 5 の 8）及びこれを裏付ける書証（丙 A 1 5 の 1 ～ 6）を提出する。



上記行事等が行われたことは、上記書証（丙A15の1～6）及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設15が朝鮮総連大阪府城東支部として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設15については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

ソ 施設16

補助参加人らは、施設16の使用状況について、前記第3の3(3)ソのとおり、同①～⑩の行事等に使用した旨主張し、これに沿う沈基鳳の陳述書（丙A16の8）及びこれを裏付ける書証（丙A16の1～6）を提出する。

上記行事等のうち、⑩図書の閲覧、貸出しについては、これを裏付ける確かな書証がなく、それが行われたと認めることはできない。

その余の行事等が行われたことは、上記書証（丙A16の1～6）及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設16が朝鮮総連大阪府西大阪支部として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設16については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されていると



はいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

タ 施設 17

補助参加人らは、施設 17 の使用状況について、前記第 3 の 3(3)タのとおり、同①～③の行事等に使用した旨主張し、これに沿う鄭善治の陳述書（丙 A 17 の 2）及びこれを裏付ける書証（丙 A 17 の 1）を提出する。

上記行事等が行われたことは、上記書証（丙 A 17 の 1）及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設 17 が朝鮮総連大阪府東阿支部百済分会として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設 17 については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

チ 施設 18

補助参加人らは、施設 18 の使用状況について、前記第 3 の 3(3)チのとおり、同①～④の行事等に使用した旨主張し、これに沿う鄭善治の陳述書（丙 A 18 の 2）及びこれを裏付ける書証（丙 A 18 の 1）を提出する。

上記行事等が行われたことは、上記書証（丙 A 18 の 1）及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設 18 が朝鮮総連大阪府東阿支部矢田分会として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。



そうすると、施設 18 については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

ツ 施設 19

補助参加人らは、施設 19 の使用状況について、前記第 3 の 3(3)ツのとおり、同①～⑨の行事等に使用した旨主張し、これに沿う鄭善治の陳述書（丙 A 19 の 19）及びこれを裏付ける書証（丙 A 19 の 1～18）を提出する。

上記行事等が行われたことは、上記書証（丙 A 19 の 1～18）及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設 19 が朝鮮総連大阪府東阿支部として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設 19 については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

テ 施設 20

補助参加人らは、施設 20 の使用状況について、前記第 3 の 3(3)テのとおり、同①～③の行事等に使用した旨主張し、これに沿う沈基鳳の陳述書（丙 A 20 の 5）及びこれを裏付ける書証（丙 A 20 の 1～4）を提出する。

上記行事等が行われたことは、上記書証（丙 A 20 の 1～4）及び弁論の全趣旨により認められる。しかし、施設 20 が朝鮮総連大阪府西大阪支部として使用されていることに加え、上記主張及び書証からうかがわれる



各行事等の名称や内容に照らし、いずれも朝鮮総連の活動そのものか、朝鮮総連が主催又は共催した行事等であると推認される上、朝鮮総連会員以外の在日朝鮮人や日本人の参加者が相当数を占めたことを裏付ける証拠もない。

そうすると、施設20については、朝鮮総連による使用が単発的、例外的なものに止まらず、その大半が在日朝鮮人一般の使用に供されているとはいえないものと認められるから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

(2) 平等原則違反について

補助参加人らは、本件各固定資産について固定資産税等の減免措置を取り消すことは、朝鮮総連各支部と同様の性格ないし活動状況にある団体の施設との間で合理的理由のない差別取扱を行うものであり、違法である旨主張する。

しかし、固定資産の減免事由の有無は、各固定資産ごとにその使用状況等を調査して判断すべきものであり、当該固定資産を所有する団体の性格等が類似するからといって直ちに同等に扱うべきものとはいえない。そして、前記認定にかかる本件各固定資産の使用状況等を踏まえれば、本件各減免措置を違法なものとして取り消すことには合理的理由があるといえる。したがって、本件各減免措置について他の団体の所有する固定資産と異なる扱いをすることが平等原則に違反するものとはいえないから、補助参加人らの上記主張は理由がない。

6 結論

以上によれば、被控訴人の本件訴えのうち、原判決別紙2「変更決定一覧」記載のとおり本件各変更決定により減免措置が一部変更された部分について取消しを求める部分はいずれも不適法であるからこれらを却下し、被控訴人のその余の請求、すなわち本件各減免措置（ただし、原判決別紙2「変更決定一覧」記載の各固定資産については、本件各変更決定による変更後のもの）の取



消しを求める部分はいずれも理由があるからこれらを認容すべきところ、これ
と同旨の原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり
判決する。

大阪高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 小 島 浩

裁判官 大 西 嘉 彦

裁判官 野 田 恵 司



(別紙)

補助参加人目録

大阪市生野区桃谷 4－15－7

控訴人補助参加人

在日本朝鮮人総聯合会大阪府生野西支部

代表者委員長 文 熙 哲

大阪市生野区新今里 7－13－18

控訴人補助参加人

在日本朝鮮人総聯合会大阪府生野東支部

代表者委員長 康 昌 明

大阪市生野区巽中 1－20－3

控訴人補助参加人

在日本朝鮮人総聯合会大阪府中西支部

代表者委員長 宋 東 輝

大阪市平野区加美鞍作 2－9－19

控訴人補助参加人

在日本朝鮮人総聯合会大阪府東阿支部

代表者委員長 鄭 善 治

大阪市東成区中道 2－28－1

控訴人補助参加人

在日本朝鮮人総聯合会大阪府東成支部

代表者委員長 吳 信 浩

大阪市城東区鳴野東 2－26－19

控訴人補助参加人

在日本朝鮮人総聯合会大阪府城東支部

代表者委員長 金 德 範

大阪市都島区御幸町 1－2－5

控訴人補助参加人

在日本朝鮮人総聯合会大阪府旭都支部

代表者委員長 洪 英 勲

大阪市港区磯路 1－4－3

控訴人補助参加人

在日本朝鮮人総聯合会大阪府西大阪支部

代表者委員長 沈 基 鳳



大阪市福島区大開 4－3－6 7

控訴人補助参加人

在日本朝鮮人総聯合会大阪府西支部

代表者委員長 洪 性 彦

大阪市西淀川区千舟 1－1－2

控訴人補助参加人

在日本朝鮮人総聯合会大阪府西淀川支部

代表者委員長 金 泰 成

大阪市淀川区東三国 4－2 2－1

控訴人補助参加人

在日本朝鮮人総聯合会大阪府東淀川支部

代表者委員長 金 容 俊

上記 1 1 名訴訟代理人弁護士

武 村 二 三 夫

同

空 野 佳 弘

同

金 井 塚 康 弘

同

李 承 現

同

具 良 鉦

同

金 南 湜

同

朴 日 豪



これは正本である。

平成25年12月13日

大阪高等裁判所第1民事部

裁判所書記官

大同ちずる

